

平成七年建設省令第二十八号
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則

年法律第二百二十三号)第五条第一項、第二項第五号及び第三項第四号(並びに第六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則を次のよう定める。)

(令第二条第二十二条の国土交通省令で定める建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 (以下「令」という。)第二条第二十二条の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

(法第五条第三項第一号の国土交通省令で定める道路)

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (以下「法」という。)第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第二項第一号に定める事項を記載しようとする場合にあっては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

(令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合)

面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

第四条の二 (令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、ハーメートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。)

メートル以上の範囲において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断及びその結果の報告

法第七条の規定により行う耐震診断及びその結果の報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。

次条の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (以下「法」という。)第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

一級建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)、二級建築士(同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)又は木造建築士(同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)(国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る)であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を得てさせるための講習であつて、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(木造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては木造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては木造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習)とし、

一 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

四 定款及び登記事項証明書

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード

二 法人である場合には、次に掲げる書類

二 法人である場合には、次に掲げる書類

三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士であることと受講資格とすること。

二 第十条第三号の表の上欄に掲げる講習の種類の全てについて、同欄に掲げる区分に応じ

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士であることを受講資格とすること。

二 第十条第三号の表の上欄に掲げる講習の種類の全てについて、同欄に掲げる区分に応じ

請求又は当該事項を記載した書面の交付の
送信者の使用に係る電子計算機と受信者の
の使用に係る電子計算機とを電気通信回線
で接続した電子情報処理組織を使用する方
法であって、当該電気通信回線を通じて情
報が送信され、受信者の使用に係る電子計
算機に備えられたファイルに当該情報が記
録されるもの

ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録による記録
媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製す
るファイルに情報を記録したもの

ル 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者
がファイルへの記録を出力することによる書面
を作成することができるものでなければならな
い。

前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者が第八
条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと
認めるときは、その講習実施機関に対し、これ
らの規定に適合するため必要な措置をとるべき
ことを命ずることができる。
(改善命令)

第十六条 國土交通大臣は、講習実施機関が第十
一条の規定に違反していると認めるときは、その
講習実施機関に対し、同条の規定による講習事
務を行なうべきこと又は講習事務の方法その他の
業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべき
ことを命ずることができる。
(登録の取消し等)

第十七条 國土交通大臣は、講習実施機関が次の
各号のいずれかに該当するときは、当該講習実
施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間
を定めて講習事務の全部又は一部の停止を命ず
ることができる。
一 第七条第一号又は第三号に該当するに至っ
たとき。
二 第十一条から第十三条まで、第十四条第一
項又は次条第一項、第三項若しくは第四項の
規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第十四条第二項各号
に掲げる請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 第十九条の規定による報告を求められて、
報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六 不正の手段により第五条第一項第一号の登
録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十八条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記
載した帳簿を備えなければならない。

一 登録資格者講習の実施年月日
二 講義において担当した科目及びその時間
三 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

四 受講者の氏名、生年月日及び住所
五 講習実施機関における講師の氏名並びに当該講師が記
載された他の機器を用いて明確に紙面に表示され
るときは、当該記録をもつて同項に規定する帳
簿への記載に代えることができる。

六 講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前
項の規定による記録が行われた同項のファイル
又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習事務の
全部を廃止するまで保存しなければならない。

七 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登
録資格者講習を実施した日から三年間保存しな
ければならない。

一 登録資格者講習の受講申込書及び添付書類
二 講義に用いた教材
三 修了証明書の写し
(報告の微収)

第十九条 國土交通大臣は、講習事務の適切な実
施を確保するため必要があると認めるときは、
講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必
要な報告を求めることができる。

一 第二十一条 國土交通大臣は、次に掲げる場合に
は、その旨を公示しなければならない。
一 第十五条第一項第一号の登録をしたとき。
二 第十一条第一項の規定による届出があつた
とき。
三 第十三条の規定による届出があつたとき。
四 第十七条の規定により第五条第一号
の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命
じたとき。

二 第二十一条 國土交通大臣は、別記第三号
の耐震診断の実施に要する標準的な費用として
国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の
補助に相当する額を除いた額を限度とする。
(身分証明書の様式)

二 第二十一条 國土交通大臣は、別記第三号
の耐震診断の実施に要する標準的な費用として
国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の
補助に相当する額を除いた額を限度とする。
(身分証明書の様式)

二 第二十四条 法第十三条第二項の規定により立入
検査をする職員の携帯する身分証明書の様式
は、別記第三号様式によるものとする。
(令第六条第三項の規定による階数及び床面積
の合計)

二 第二十五条 令第六条第三項の規定による同条第
二項各号に定める階数は、同項各号のうち當該
建築物が該当する二以上の号に定める階数のう
ち最小のものとし、同条第三項の規定による同
条第二項各号に定める床面積の合計は、當該二
以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の
床面積の合計の数値をそれぞれ當該二以上の号
に定める床面積の合計の数値で除し、それらの
商をえた数値が一である場合の床面積の合計
とする。

二 第二十六条 令第八条第三項の規定による同条第
二項第一号から第三号までに定める床面積の合
計は、これらの一のうち當該建築物が該当する
二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分
の床面積の合計の数値をそれぞれ當該二以上の号
に定める床面積の合計の数値で除し、それらの
商をえた数値が一である場合の床面積の合計
とする。

二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、
用途その他当該要安全確認計画記載建築物の
概要

三 第一号の命令をした年月日及びその内容
(法第九条の規定による公表の方法)

一 登録資格者講習の実施年月日
二 登録資格者講習の実施場所

三 講義を行った講師の氏名並びに当該講師が記
載されたファイル又は電磁的記録媒体に記録さ
れ、必要に応じ講習実施機関において電子計算
機その他の機器を用いて表示され

るものを記載した書面の交付の年月日及びその時間
四 受講者の氏名、生年月日及び住所
五 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

六 講習実施機関における講師の氏名並びに当該講師が記
載された他の機器を用いて明確に紙面に表示され
るときは、当該記録をもつて同項に規定する帳
簿への記載に代えることができる。

七 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

八 講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前
項の規定による記録が行われた同項のファイル
又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習事務の
全部を廃止するまで保存しなければならない。

九 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登
録資格者講習を実施した日から三年間保存しな
ければならない。

一 登録資格者講習の受講申込書及び添付書類
二 講義に用いた教材
三 修了証明書の写し
(報告の微収)

二 第二十二条 法第九条の規定による公表は、法第
二十二条の規定による報告について、次に掲げる事
項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、
当該各号に定める期限が同一である要安全確認
計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまと
め、インターネットの利用その他の適切な方法
により行わなければならない。

一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途そ
の他当該要安全確認計画記載建築物の概要
二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診
断の結果に関する事項のうち國土交通大臣が
定める事項

一 (通行障害既存耐震不適合建築物の耐震診断に
要する費用の負担)

二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診
断の結果に関する事項のうち國土交通大臣が
定める事項

三 第二十三条 法第十条第一項の規定により都道府
県が負担する費用の額は、法第七条第二号に掲
げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な
費用として國土交通大臣が定める額から国又は都道府県の
費用として國土交通大臣が定める額から国又は
市町村の補助に相当する額を除いた額を限度と
する。

四 第二十四条 法第十三条第二項の規定により立入
検査をする職員の携帯する身分証明書の様式
は、別記第三号様式によるものとする。

五 第二十五条 令第六条第三項の規定による階数及び床面積
の合計

計は、これらの号のうち當該建築物が該当する
二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分
の床面積の合計の数値をそれぞれ當該二以上の
号に定める床面積の合計の数値で除し、それら
の商をえた数値が一である場合の床面積の合
計とする。

二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、
用途その他当該要安全確認計画記載建築物の
概要

三 第一号の命令をした年月日及びその内容
(法第九条の規定による公表の方法)

一 登録資格者講習の実施年月日
二 登録資格者講習の実施場所

三 講義を行った講師の氏名並びに当該講師が記
載されたファイル又は電磁的記録媒体に記録さ
れ、必要に応じ講習実施機関において電子計算
機その他の機器を用いて表示され

るものを記載した書面の交付の年月日及びその時間
四 受講者の氏名、生年月日及び住所
五 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

六 講習実施機関における講師の氏名並びに当該講師が記
載された他の機器を用いて明確に紙面に表示され
るときは、当該記録をもつて同項に規定する帳
簿への記載に代えることができる。

七 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

八 講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前
項の規定による記録が行われた同項のファイル
又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習事務の
全部を廃止するまで保存しなければならない。

九 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登
録資格者講習を実施した日から三年間保存しな
ければならない。

一 登録資格者講習の受講申込書及び添付書類
二 講義に用いた教材
三 修了証明書の写し
(報告の微収)

二 第二十二条 法第九条の規定による公表は、法第
二十二条の規定による報告について、次に掲げる事
項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、
当該各号に定める期限が同一である要安全確認
計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまと
め、インターネットの利用その他の適切な方法
により行わなければならない。

一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途そ
の他当該要安全確認計画記載建築物の概要
二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診
断の結果に関する事項のうち國土交通大臣が
定める事項

一 (通行障害既存耐震不適合建築物の耐震診断に
要する費用の負担)

二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診
断の結果に関する事項のうち國土交通大臣が
定める事項

三 第二十三条 法第十条第一項の規定による公表の方法

一 法第八条第一項の規定による公表の方法

二 法第八条第一項の規定による公表の方法

三 法第八条第一項の規定による公表の方法

申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとするときにおいては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百三十七条の四の二第三号に規定する構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する措置）	各階伏伏基礎図床伏伏小屋図詳細構造計算書
以下同じ。）の材料の種別及び寸法	

1 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計画の規定により安全性を確かめた建築物の場合	2 建築基準法施行規則（昭和二十五条第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合）	3 建築基準法施行規則（昭和二十五条第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合）
以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法
以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法
以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法

4 建築基準法施行規則（昭和二十五条第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合）	5 建築基準法施行規則（昭和二十五条第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合）	6 建築基準法施行規則（昭和二十五条第一号イに規定する許容応力度計算により安全性を確かめた建築物の場合）
以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法

7 建築基準法施行規則第一条の三第一項の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項	8 建築基準法施行規則第一条の三第一項の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項	9 建築基準法施行規則第一条の三第一項の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項
以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法	以下同じ。）の材料の種別及び寸法

2 前項の通知は、別記第一号様式による通知書に第二十八条の申請書の副本を添えて行うものとする。

(法第十七条第三項第四号の国土交通省令で定める防火上の基準)

第三十一条 法第十七条第三項第四号口(1)の国土交通省令で定める防火上の基準は、次のとおりとする。

一 工事の計画に係る柱、壁又ははりが建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料で造られ、又は覆われていること。

二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることを確かめられた構造であること。

イ 建築基準法施行令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によつて構造耐力上主要な部分(工事により新たに設けられる柱及び耐力壁を除く)に長期に生ずる力を計算すること。

ロ イの構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度を建築基準法施行令第八十一条第二号の表の長期に生ずる力の項に掲げる式によつて計算すること。ただし、構造耐力上主要な部分のうち模様替を行う柱又ははりについて、当該模様替が行われる前のもととして、同項に掲げる式によつて計算した長期の応力度が、建築基準法施行令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

ハ ロによつて計算した長期の応力度が、建築基準法施行令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

（法第十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第三十二条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、計画の認定を受けた計画に係る柱、壁又ははりに係る火災の発生を有效地に感知し、かつ、工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に報知することができる装置が設けられていることとする。

（法第十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第三十三条 耐震関係規定に適合するものとして法第二十二条第二項の認定を受けようとする建

筑物の地震に対する安全性に係る認定の申（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請）

第三十四条 耐震関係規定に適合するものとして法第二十二条第二項の認定を受けようとする建

筑物の地震に対する安全性に係る認定の申（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請）

図書及び次の表に掲げる図書		明示すべき事項	
二 国土交通大臣が定める書類		一 第二十八条第一項の表の(2)項に掲げる	
付近見	方位 道路及び目標となる地物	付近見	方位 道路及び目標となる地物
図書の種類	明示すべき事項	図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺及び方位	配置図	縮尺及び方位
取図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物との別	取図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物との別
各階平面図	擁壁の位置その他安全上適当な措置	各階平面図	擁壁の位置その他安全上適当な措置
各階床	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	各階床	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
基礎伏	壁及び筋かいの位置及び種類	基礎伏	壁及び筋かいの位置及び種類
伏図	縮尺及び方位	伏図	縮尺及び方位
小屋伏	通し柱及び開口部の位置	小屋伏	通し柱及び開口部の位置
細図	主な部分をいう。(以下同じ)。の材料の種別及び寸法	細図	主な部分をいう。(以下同じ)。の材料の種別及び寸法

六号様式による正本及び副本に、木造の構造部を有しない建築物については別記第十三号様式に、それぞれ、第二十八条第二項の表のいづれかに掲げる図書及び当該建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政に提出するものとする。
二 別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、国土交通大臣が定める書類及び当該申請に係る建築物が法第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証するものとして所管行政が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政に提出すること。
三 別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、国土交通大臣が定める書類及び当該申請に係る建築物が法第二十二条第二項の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を要しない旨を規定することができる。(認定通知書の様式)
四 所管行政は、前二項の規定にかかるらず、規則で、前二項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。
五 所管行政は、前二項の規定にかかるらず、規則で、前二項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

一 広告契約に係る書類	一 第三十五条 法第二十二条第三項において準用する法第二十二条第二項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。
二 その他の国土交通大臣が定めるもの	二 第三十五条 法第二十二条第三項に規定する表示は、別記第十五号様式により行うものとする。
三 第三十六条 法第二十二条第三項に規定する表示は、別記第十五号様式により行うものとする。	三 第三十六条 法第二十二条第三項において準用する法第二十二条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十六号様式によるものとする。
（身分証明書の様式）	（身分証明書の様式）
四 第三十七条 法第二十五条第二項において準用する法第二十五条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十九号様式によるものとする。	四 第三十七条 法第二十五条第二項において準用する法第二十五条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十九号様式によるものとする。
五 第三十八条 所管行政は、法第二十五条第二項の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。	五 第三十八条 所管行政は、法第二十五条第二項の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
六 第三十九条 法第二十七条第五項において準用する法第二十七条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十九号様式によるものとする。	六 第三十九条 法第二十七条第五項において準用する法第二十七条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十九号様式によるものとする。
七 第四十条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、三月とする。	七 第四十条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、三月とする。

(特定優良賃住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例に係る特定優良賃住宅の賃貸借の期間)	第41条 法第二十八条第二項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。 (法第三十四条第一号の国土交通省令で定める金融機関)
第42条 法第三十四条第一号の国土交通省令で定める金融機関は、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、銀行、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、信用組合、信用協同組合連合会、農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十一条第二号及び第三号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会とする。	第一項第二号及び第三号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会とする。
第43条 法第三十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会とする。
一 被保証人の資格 二 保証の範囲 三 保証の金額の合計額の最高限度 限 度 四 一 被保証人についての保証の金額の最高限 度 五 保証契約の締結及び変更に関する事項 六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項 七 保証債務の弁済に関する事項 八 求償権の行使方法及び償却に関する事項 (事業計画等の認可の申請)	第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会とする。

第44条 耐震改修支援センター(以下「センター」という。)は、法第三十七条第一項前段の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。 一 前事業年度の予定貸借対照表 二 当該事業年度の予定貸借対照表 三 前二号に掲げるもののほか、支援業務に係る収支予算の参考となる書類 (事業計画等の変更の認可の申請)	第45条 センターは、法第三十七条第一項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は書類等の変更の認可の申請)
第46条 第四十六条 センターは、法第三十七条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。	第46条 第四十六条 センターは、法第三十七条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。
第47条 第四十七条 センターは、法第三十八条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。	第47条 第四十七条 センターは、法第三十八条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
第48条 第四十八条 法第三十九条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 (以下「債務の保証」という。)の相手方の氏名及び住所 二 債務の保証を行った年月日 三 債務の保証の内容 四 その他債務の保証に関する必要な事項	第48条 第四十八条 法第三十九条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 (以下「債務の保証」という。)の相手方の氏名及び住所 二 債務の保証を行った年月日 三 債務の保証の内容 四 その他債務の保証に関する必要な事項

第49条 第四十九条 法第三十九条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらとの写しとする。 一 債務の保証の申請 二 保証契約に係る書類	第49条 第四十九条 法第三十九条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらとの写しとする。 一 債務の保証の申請 二 保証契約に係る書類
第50条 第五十条 第三条第一項及び第二項の規定は、法附則第三条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第一項の規定による報告について、第二十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第九条の規定による公表について、第二十三条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第50条 第五十条 第三条第一項及び第二項の規定は、法附則第三条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第一項の規定による報告について、第二十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第51条 第五一条 第二項の規定は、法附則第二十二条の規定による報告について、第二十三条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第51条 第五一条 第二項の規定は、法附則第二十二条の規定による報告について、第二十三条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第52条 第五十二条 第二項の規定は、法附則第二十三条の規定による報告について、第二十四条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十三条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第52条 第五十二条 第二項の規定は、法附則第二十三条の規定による報告について、第二十四条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十三条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第53条 第五十三条 第二項の規定は、法附則第二十四条の規定による報告について、第二十五条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十四条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第53条 第五十三条 第二項の規定は、法附則第二十四条の規定による報告について、第二十五条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十四条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。

第54条 第五十四条 第二項の規定は、法附則第二十五条の規定による報告について、第二十六条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十五条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第54条 第五十四条 第二項の規定は、法附則第二十五条の規定による報告について、第二十六条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十五条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第55条 第五十五条 第二項の規定は、法附則第二十六条の規定による報告について、第二十七条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十六条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第55条 第五十五条 第二項の規定は、法附則第二十六条の規定による報告について、第二十七条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十六条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第56条 第五十六条 第二項の規定は、法附則第二十七条の規定による報告について、第二十八条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十七条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第56条 第五十六条 第二項の規定は、法附則第二十七条の規定による報告について、第二十八条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十七条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第57条 第五十七条 第二項の規定は、法附則第二十八条の規定による報告について、第二十九条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十八条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第57条 第五十七条 第二項の規定は、法附則第二十八条の規定による報告について、第二十九条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十八条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第58条 第五十八条 第二項の規定は、法附則第二十九条の規定による報告について、第三十条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十九条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第58条 第五十八条 第二項の規定は、法附則第二十九条の規定による報告について、第三十条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第二十九条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。
第59条 第五十九条 第二項の規定は、法附則第三十条の規定による報告について、第三十一条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第三十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。	第59条 第五十九条 第二項の規定は、法附則第三十条の規定による報告について、第三十一条第一項の規定による報告について、第五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による公表について、第三十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項と同様である。

（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。	第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十一月二十五日）から施行する。	第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則 （平成一五年三月一〇日国土交通省令第一六号）抄	附 則 （平成一五年一二月一八日国土交通省令第一六号）抄	附 則 （令和三年一〇月二二日国土交通省令第六八号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。	第一条 この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一七年五月二七日国土交通省令第五九号）抄	附 則 （平成一八年一月二五日国土交通省令第二号）抄	附 則 （令和三年一〇月二二日国土交通省令第五五号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日）以下「施行日」という。から施行する。	第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
附 則 （平成一八年一月二五日国土交通省令第五九号）抄	附 則 （平成三〇年一月三〇日国土交通省令第八六号）抄	附 則 （令和五年一二月二八日国土交通省令第五号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。	第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三一年一月一日）から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一八年九月二九日国土交通省令第九六号）抄	附 則 （令和元年五月七日国土交通省令第二二号）抄	附 則 （令和六年一月二九日国土交通省令第五号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。	第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号）抄	附 則 （令和二年三月三一日国土交通省令第九八号）抄	附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九九号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 （平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）抄	附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九九号）抄	附 則 （令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。	第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則 （平成二五年一〇月九日国土交通省令第八七号）抄	附 則 （平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）抄	附 則 （令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。	この省令は、令和三年一月一日から施行する。	この省令は、令和六年四月一日から施行する。
2 （経過措置）	（経過措置）	（経過措置）
1 （施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 （平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）抄	附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九九号）抄	附 則 （令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。	この省令は、令和三年一月一日から施行する。	この省令は、令和三年一月一日から施行する。

係る書類については、なお従前の例によることができる。
 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
 附 則 （令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄

第二号様式（第十一条第九号関係）（A4）

第三号様式（第二十四条関係）（A7）

(第四面)	
4. 紹介診断の必要	
紹介診断の実施年月日 年 月 日	
① 紹介診断の内容	
② 紹介診断の結果	
③ 紹介診断の結果	

(注記)
※被験者の概要の欄には、当該建築物の構造耐力と主要な部分又は建物に附属する設備等の内訳、形状、寸法、材料、接合の型組の変更、高さ、底面又は壁面の角度、木材強度等及び当該建築物の概要の概況について記入して下さい。

(注記) ※被験者の結果を表す添付写真に地盤の移動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩落する危険性の度合いを可能な限り具体的に入れて下さい。	
--	--

(第五面)	
5. 建築物の修理又は改修の予定	
① 建築物の修理の実施年月日 年 月 日	
② 建築物の改修の実施年月日 年 月 日	
③ 建築物の修理の実施年月日 年 月 日	

(注記)
1. この欄は、新規改修、修理又は改修の予定について、法律9条の規定による公告を表す場合に記載して下さい。
2. 「事業の内容」欄は、「新規改修」、「修理」又は「改修」のうち該当するものを○印で選んで下さい。

第二号様式(第十一条第九号関係) (A4)	
被験登録者譲渡者登記書	
被験登録者登記年月日	年 月 日
被験登録者登記者登記年月日	年 月 日
被験物の新規改修の実施に関する法律施行後第3条第1項第1号の被験登録者登記(通称被験登録者登記)を終了したこととする。	
年 月 日	譲渡登記年月日 代表者名

第三号様式(第二十四条関係) (A7)	
被験物の新規改修の実施に関する法律第13条第1項の規定による	
年 月 日	新規改修年月日 施工者名
被験物の新規改修の実施に関する法律第13条第1項の規定による	

被験物の新規改修の実施をする組織は、その区分を示す説明書を携帯し、開業者に持出しなければなりません。	
3. 被験の実施に上る公私機関の場合は、危険調査のため訪問されたものと解釈してはならない。	
4. 被験の実施時、被験登録年月日以降被験登録の実施による被験者と、被験とは同一のものと見做す。又はこの公私機関による被験者と、被験とは同一のものと見做す。	

第四号様式(第二十七条関係)(A7)			
(回)			
年 月 日	交付者	受 付 年 月 日	印
施設名	高さ・基準	延長・基準	
施設物の新設改修の実施に関する法律第15条各項に依りて報告する同法第15条第2項の規定により 立 入 检 查 現			
(印押行の印名) (印)			

施設物の新設改修の実施に関する法律第15条各項に依りて報告する同法第15条第2項の規定により
立 入 检 查 現

(印押行の印名) (印)

施設物の新設改修の実施に関する法律第15条各項に依りて報告する同法第15条第2項の規定により
立 入 检 查 現

(印押行の印名) (印)

第五号様式(第二十八条第一項)(A4)

年 月 日

所管行政機関

第五号様式(第二十八条第一項)(A4)			
(回)			
立 入 检 查 現			
年 月 日			
申請書の立入検査の件名又は別紙			

立 入 检 查 現			
(回)			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			

立 入 检 查 現			
(回)			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			

立 入 检 查 現			
(回)			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			
立 入 检 查 現			

第六号様式（第二十八条第二号、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係）（A4）

第七号様式（第二十八条第三項関係）（A4）

第八号様式（第二十八条第四項関係）（A4）

〔第4回〕 1. 建設物の耐用年数の算定に関する手引書		
	内 容	年 齢 (年)
支 出	工事費 資材費 人件料金 ○ ○ ○	
貯 入	自費 資金 (貯入額) ○ ○ ○	{ } 年 月 日
	計	
2. 建設物の耐用年数の算定に関する手引書		
〔参考用〕 〔参考用〕 〔参考用〕 〔参考用〕		

第六号様式(第二十八条第二号、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係) (A4)
本件の建築物又は木造と木造以外の構造と併用した建築物の木造部分の構造部分の状況
〔区分の有無〕
〔区分の有無〕
〔区分の有無〕
〔区分の有無〕

〔第5回〕 1. 建築基準法に適合しない規定に係る部分の工事を行ひ工事に着手した時期の適用を受けていることの範用	
〔建築基準法又はこれに基づく命令等では条例以下「建築基準法」という。〕がうち、定期的に認定する建築基準適合の検査」 〔建築基準法に適合しない規定に係る部分の工事を行ひ工事に着手した時期における建築基準適合の検査〕	
2. 延期の申請の内容が法第十九条第三項令に掲げる旨等に適合していることの範用 〔申請に対する公表の有無と公表としない事の有無〕 〔建築基準法令に適合しない規定に係る部分が工事後も建築基準法令に適合しないことの有無〕	

〔第6回〕 1. 延期の申請の内容が法第十九条第三項令に掲げる旨等に適合していることの範用	
〔工事に上り前木造部に係る検査に適合しないことをうながすことができる場合〕 〔大臣の指令を有するに检测することができますの検査及び内観〕	
〔工事の計画に係る建築物を実時管理する者が認定検査に適應することができる検査の範囲及び内観〕 〔工事の計画に係る建築物を実時管理する者〕	
〔工事の計画に係る建築物を実時管理する者〕 〔工事の計画に係る建築物を実時管理する者〕	

第九号様式（第二十八条第五項関係）（A4）

第九号様式（第二十八条第五項関係）（A4）	
〔当事による機械物について特種に基づく許・認定等を受けている場合はその許・認定等に係る事項〕	
〔機械に対する安全性の向上を目的とした事の有無〕	
〔当事により特種の機械変更に適合しないこととなることがやむを得ない場合〕	

第十号様式（第二十八条第六項関係）（A4）

第十号様式（第二十八条第六項関係）（A4）	
〔当事による機械物について特種に基づく許・認定等を受けている場合はその許・認定等に係る事項〕	
〔機械に対する安全性の向上を目的とした事の有無〕	
〔当事による機械変更に適合しないこととなることがやむを得ない場合〕	

第十一号様式（第三十条第二項関係）（A4）

第十一号様式（第三十条第二項関係）（A4）	
規 定 通 知 書	
規 定 号	第 年 月 日
規 定 年 月 日	
（保管行府名）	
下記による申請書の記載について、建築物の新設改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。	
記	
1. 申請年月日	年 月 日
2. 建築物の位置	
3. 建築物の形状	
(1) 高さ	
(2) 足・床面	
(3) ぐらせる事項	

第十二号様式（第三十三条第一項及び第二項関係）（A4）

第十二号様式（第三十三条第一項及び第二項関係）（A4）	
規 定 申 請 書	
規 定 年 月 日	規 定 年 月 日
新築行行政 署	
申請者の氏名又は会社名 と申請者の住所 申請者の氏名又は会社名 及び住所における その代理者の氏名	
建築物の新設改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づいて認定申請します。 この申請書及び認定書に記載の事項は、事務に相違ありません。	
（申請の記入欄）	
□ 付 書	規 定 年 月 日
□ 付 書	規 定 年 月 日
規 定 年 月 日	規 定 年 月 日
規 定 年 月 日	規 定 年 月 日

(第十三号様式) (第三十三条第二項第一号関係)

(A4)

(第二回)			
1. 建物物及びその敷地に関する事項			
【建物物の種類】 地上・階 地下・階			
【区分】 <input checked="" type="checkbox"/> [区分] <input type="checkbox"/>			
【建物年】 <input checked="" type="checkbox"/> [年] <input type="checkbox"/>			
【建物月】 <input checked="" type="checkbox"/> [月] <input type="checkbox"/>			
2. 建築年・経年			
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()

新規、増築、改築、修繕又は既存建物以下「建築等」という。)について、古いものから順に、権利者(建築等が複数ある場合は別途記入する権利者をいわう。)を受けている場合は建築確認書交付年月日を、受け入らない場合は権利者が定めた年月日を記入するとともに、そぞろに権利年等も記入して下さい。

(第三回)	
新十二号様式(第三十三条第二項第一号関係)(A4)	
(第一回)	
図 定 申 請 書 年 月 日	
所管行政庁 構	
【申請者の住所】 本店の住所又は支店の 【申請者の所在地】 【申請者の氏名又は会社名】 【代理人の氏名又は会社名】 【その他の要件の名称】	

建築物の新設改修の段階に関する法律第22条第1項の規定に基づき、地盤に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定申請書です。

この申請書及び認定申請書に記載の事項は、争議に際してあります。

(第三回)			
2. 建築物の新設改修の段階に関する事項			
【建物物の種類】			
【区分】 <input checked="" type="checkbox"/> [区分] <input type="checkbox"/>			
【建物年】 <input checked="" type="checkbox"/> [年] <input type="checkbox"/>			
【建物月】 <input checked="" type="checkbox"/> [月] <input type="checkbox"/>			
3. 建築年・経年			
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()

(第二回)			
1. 建物物及びその敷地に関する事項			
【建物物の種類】			
【区分】 <input checked="" type="checkbox"/> [区分] <input type="checkbox"/>			
【建物年】 <input checked="" type="checkbox"/> [年] <input type="checkbox"/>			
【建物月】 <input checked="" type="checkbox"/> [月] <input type="checkbox"/>			
2. 建築年・経年			
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()
年	月	日	権利者()

新規、増築、改築、修繕又は既存建物以下「建築等」という。)について、古いものから順に、権利者(建築等が複数ある場合は別途記入する権利者をいわう。)を受けている場合は建築確認書交付年月日を、受け入らない場合は権利者が定めた年月日を記入するとともに、そぞろに権利年等も記入して下さい。

(第三回)	
2. 許可証の発給者に関する事項	
【法的基準】	
【許可番号】	
【提出書類】	
【提出年】	
【提出月】	
【提出日】	
3. 許可証の発給	
【許可の内容】	
【提出】 () 建築士 () 登録業者 () 令 【提出】 () 建築士登録業者 () 令 【提出の権利者】 【提出者登録業者登録】 【提出者登録業者登録】 【提出者登録業者登録】 【提出者登録業者登録】 【提出者登録業者登録】 【提出者登録業者登録】 【提出者登録業者登録】 【提出者登録業者登録】	

1. 「建築の場所」欄の【許可証の登録】、【認可証の登録】、【認可証の登録】、【認可証の登録】及び【許可証の登録】については、権利者が選択した許可証の登録に沿って登録して下さい。

2. 「提出の権利者」欄の【提出の権利者】に提出する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する手帳を提出して記載して頂えて下さい。

(第二回)

区役所保健施設及びその他のに関する事項
【施設の所在地】 横浜市 神奈川区
【区分】 第一区分
【区分基準】 人口
【権利者の方針】 延命第一選択
【登録年月日】
【登録者】 田中 明子
【登録者、配偶者、家族、次親、物質又は精神障害（以下「障害者」という。）についての旨】 田中 明子（妻）
【登録者（配偶者）の登録年月日】 1985年1月1日
【登録者（配偶者）の登録年月日】 1985年1月1日
【登録者（配偶者）の登録年月日】 1985年1月1日
【登録者（配偶者）の登録年月日】 1985年1月1日

本登録は、被保育者、次親、家族、物質又は精神障害者（以下「障害者」という。）についての旨を記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。

(第三回)

1. 保健施設の使用者に関する事項
【施設の所在地】
【住所】
【開設年月】
【登録年月日】
【登録者】
【登録者・登録年月日】
【登録者（配偶者）】
【登録者（配偶者）の登録年月日】

1. 被保育者登録書の記載の区分別有保健施設について、被保育者の新規改修の後における記入欄に記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。

第十九号様式(第三十六条第二項関係)(A4)

規 定 通 知 書

認定年月 日 年 月 日

(主管行政庁) 印

下記による登録書の記載の区分別有保健施設について、被保育者の新規改修の後における記入欄に記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。

- 記
1. 申請年月日 年 月 日
2. 区分別有保健施設の位置
3. 区分別有保健施設の概要
①延命
②延命・家族
③その他の方針
4. 地圖

(第三回)

新規改修の実績の促進に関する法律等による規定による
【施設の所在地】
【施設名】
【開設年月】
【登録年月日】
【登録者】
【登録者・登録年月日】
【登録者（配偶者）】
【登録者（配偶者）の登録年月日】

被保育者登録書の記載の区分別有保健施設について、被保育者の新規改修の後における記入欄に記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。

- 記
1. 申請年月日 年 月 日
2. 区分別有保健施設の位置
3. 区分別有保健施設の概要
①延命
②延命・家族
③その他の方針
4. 地圖
- 被保育者登録書の記載の区分別有保健施設について、被保育者の新規改修の後における記入欄に記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。
- 記
1. 申請年月日 年 月 日
2. 区分別有保健施設の位置
3. 区分別有保健施設の概要
①延命
②延命・家族
③その他の方針
4. 地圖
- 被保育者登録書の記載の区分別有保健施設について、被保育者の新規改修の後における記入欄に記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。
- 記
1. 申請年月日 年 月 日
2. 区分別有保健施設の位置
3. 区分別有保健施設の概要
①延命
②延命・家族
③その他の方針
4. 地圖
- 被保育者登録書の記載の区分別有保健施設について、被保育者の新規改修の後における記入欄に記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。
- 記
1. 申請年月日 年 月 日
2. 区分別有保健施設の位置
3. 区分別有保健施設の概要
①延命
②延命・家族
③その他の方針
4. 地圖
- 被保育者登録書の記載の区分別有保健施設について、被保育者の新規改修の後における記入欄に記入する場合は、被保育者登録書に記入する旨とし、他の登録者は、被保育者登録書に記入する旨とともに、それぞれ被保育者の登録を記入して下さい。

第二十
一
号
樣
式
(附則第三條関係) (A4)
削除

第二十一号様式(附則第三条関係) (A4)
(第一回)
新規の移転の届出者
年月日
新規行次

被用者の住所又は生主た
る被用者の住所
被用者の氏名又は登録
及び住所によつては、
その被用者が誰であるかを示す

被用物の新規改修の届出に関する法律(以下「法」という。)附則第3条第1項の規定に基
づき、被用物の新規改修の届出について報告します。
この報告書及び部付資料に記載の事項は、本当に相違ありません。

(本欄には記入しない下さい。)	
支 打 税	支 打 税
年月日	新規行次

(第二回)
新規改修の実施に関する事項

被用物の名称	地上	地下	附
【被用物の階数】	<input type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> 附		
【新規改修の実施】	<input type="checkbox"/>		
【新規改修の実施場所】	<input type="checkbox"/> 間() <input type="checkbox"/> m ²		
間() <input type="checkbox"/> m ²			
間() <input type="checkbox"/> m ²			
間() <input type="checkbox"/> m ²			
間() <input type="checkbox"/> m ²			
間() <input type="checkbox"/> m ²			
間() <input type="checkbox"/> m ²			
間() <input type="checkbox"/> m ²			
【用途別】	<input type="checkbox"/>		
() <input type="checkbox"/> m ²			
() <input type="checkbox"/> m ²			
() <input type="checkbox"/> m ²			
【用途別】	<input type="checkbox"/>		
() <input type="checkbox"/> m ²			
() <input type="checkbox"/> m ²			
【新規改修の実施年】	<input type="checkbox"/>		
【新規改修の実施年】	<input type="checkbox"/>		
【新規改修の実施年】	<input type="checkbox"/>		

(第三回)

(注意)
 1. 【新規改修の実施年】の欄の【新規改修の実施年】は、被用物の新規改修の実施に関する法律
施行令(以下「法」という。)附則第3条第1項に規定する被用物の新規改修の実施に関する部分につい
て、新規改修の実施年を記入してください。新規改修の実施年を記入する場合は、新規改修の実施年を記入して下さい。該当す
る年次が複数あるときは、それらを全て記入して下さい。(新規改修の実施年ごとに複数の合計
年数を記入しても構いません。)
 2. 【新規改修の実施年】の欄の【新規改修の実施年】は、【新規改修の実施年】の欄ごとに複数の合計
年数を記入して下さい。該当する区分が複数あるときは、それらを全て記入して下さい。
 3. 【被用物】の欄の【区分】は、全部新規改修場所に属する被用物の区分のうち、該当す
るもの全てを記入して下さい。該当する区分が複数あるときは、それらを全て記入して下さい。
 4. 【新規改修の実施年】の欄の【新規改修の実施年】は、【区分】に記入した被用物の区分ごとに、
その被用物又は被用場所を記入して下さい。
 5. 【新規改修の実施年】の欄の【新規改修の実施年】は、複数の新規改修場所に属する被用物の区分ごとに複数の年数を記入して下さい。該当する区分が複数あるときは、各々の被用物又は被用場所につき、(同、複数の被用物又は複数の被用場所)の欄に記入して下さい。該当する区分が複数あるときは、外壁又は
構造等で複数の被用物又は複数の被用場所がある場合、複数の被用物又は複数の被用場所を記入して下さい。該當する区分が複数ある場合は、複数の被用物又は複数の被用場所を記入して下さい。
 6. 【新規改修の実施年】の欄の【新規改修の実施年】は、【区分】に記入した被用物の区分ごとに、
その被用物又は被用場所を記入して下さい。
 7. 【新規改修の実施年】の欄の【新規改修の実施年】は、複数の新規改修場所に属する被用物の区分ごとに複数の年数を記入して下さい。該当する区分が複数あるときは、各々の被用物又は被用場所につき、(同、複数の被用物又は複数の被用場所)の欄に記入して下さい。該當する区分が複数あるときは、外壁又は
構造等で複数の被用物又は複数の被用場所がある場合、複数の被用物又は複数の被用場所を記入して下さい。該當する区分が複数ある場合は、複数の被用物又は複数の被用場所を記入して下さい。

(第四回)

2. 被用物の詳細			
年	月	日	被用物()
年	月	日	被用物()
年	月	日	被用物()
年	月	日	被用物()

新規改修の実施年と同一の年
に新規改修の実施年と同一の年
に新規改修の実施年と同一の年
に新規改修の実施年と同一の年

